平成２３年（フ）第８６７０号
埼玉県朝霞市本町１丁目22―15―108
債務者　佐野　達也
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５１号
沖縄県沖縄市照屋５丁目４番５号　沖縄タオル第５ビル401号
債務者　仲嶺美都枝
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第８５４４号
東京都台東区鳥越１丁目２－６―301
債務者　椿　　達義
1　決定年月日時　平成23年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３３号
北海道河東郡士幌町字士幌幹線163番地
債務者　小関　咲江
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
北海道上川郡新得町字屈足基線37番地４
債務者　小林　政廣
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
北海道上川郡新得町字屈足基線37番地４
債務者　小林　絹代
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
栃木県那須塩原市黒磯幸町１番12号　タカクコーポⅧ―201号
債務者　松本　和良
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３０号
栃木県那須塩原市黒磯幸町１番12号　タカクコーポⅧ―201号
債務者　松本　光代
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第７３９号
東京都調布市国領町５丁目63番地１清和荘102
債務者　井上一二美
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２号
島根県益田市七尾町５番24号、前住所同市昭和町１番44号
債務者　山本　嗣夫
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午前10時15分
松江地方裁判所益田支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３１３号
埼玉県戸田市喜沢南１丁目４番17―618号
破産者　有限会社丸山内装
1　決定年月日　平成23年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
秋田県能代市大手町１番11号
破産者　秋田セントラルシティ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１９号
秋田県山本郡八峰町八森字滝の間42番地
破産者　有限会社コーケン工業
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３０６号
群馬県太田市金山町18番15号
破産者　有限会社長ニット
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２０年（フ）第８７号
新潟県三条市田島２丁目９番19号
破産者　佐野源工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２０年（フ）第７９４号
名古屋市昭和区御器所２丁目５番28号
破産者　株式会社誠美
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１４号
静岡市葵区鷹匠１丁目５番２－２号　ハシフジビル３階、開始決定時の住所名古屋市千種区千種通６丁目26番地の１　ロイヤルシーズ505号
破産者　森下　翔平
1　決定年月日　平成23年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部